

## 大分市一般廃棄物処理手数料の改定について

- ・ 一時的多量廃棄物の処理に係るもの
- ・ 犬、猫等の死体の処理に係るもの

令和6年7月

大分市 環境部 清掃業務課

## 1 大分市一般廃棄物処理手数料の改定について

本市では、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物及び犬、猫等の死体を処理（収集・運搬、処分）したときは、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 25 条の規定により、排出者に一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を負担していただいておりますが、この度手数料の見直しを実施するものです。

## 2 一時的多量廃棄物の処理に係る手数料について

### （1）算定の考え方について

通常のごみステーション収集では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを戸別収集する場合は、通常の収集より経費がかかるため、費用負担の公平性を確保し排出者に相応の負担を求める趣旨から、手数料を徴収しています。

手数料の算定は、ごみ処理に係る費用を算出している一般廃棄物処分原価等を基礎とし、①市民の負担割合、②収集・運搬経費、③処分経費（廃棄物処理施設使用料）により構成しています。

### （2）改定について

直近のデータに置き換えてより現況に即したものとするとともに、大分市廃棄物処理施設使用料の改定を踏まえた手数料の改定を行いたいと考えています。

#### ① 市民の負担割合について

市民の負担割合は、有料ごみ袋（45ℓ）1 袋に対する手数料とごみ処理に係る費用を比較し、その割合を算出いたします。

本市が行う「組成調査」の結果から、有料ごみ袋（45ℓ）1 袋当たりの排出重量は約 4 kg であり、また、1 枚当たりの手数料は、31.5 円である。

以上のことから、市民の負担割合は次のとおりとなります。

市民 1 人当たりのごみ収集原価（H30～R4 年度の平均値）＝ 19, 135 円／t

市民 1 人当たりのごみ処分原価（H30～R4 年度の平均値）＝ 21, 578 円／t

市民 1 人当たりのごみ処理原価（H30～R4 年度の平均値）＝ 40, 713 円／t

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{市民の負担割合} = 31.5 \text{ 円} \div (40,713 \text{ 円} \div 1,000 \text{ kg} \times 4 \text{ kg}) = 19.3\%$ |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（【資料編①—1】参照）

#### ② 収集・運搬経費について

収集・運搬経費は、「一般廃棄物処理原価計算」における「ごみ収集原価」19, 135 円から、軽貨物自動車 1 台分 0.35 t の稼働に伴う収集原価を算出し、これに、市民負担割合を乗じたものとなります。

$$\text{収集・運搬経費} = 19,135 \text{ 円} \div 1,000 \text{ kg} \times 350 \text{ kg} \times 19.3\% = 1,292.6 \text{ 円}$$

### ③ 処分経費（廃棄物処理施設使用料）について

1口当たりの収集実績の平均値(平成30年度～令和4年度)である149.5kgを採用いたします。（【資料編①－2】参照）

$$\begin{aligned} \text{処分経費（廃棄物施設使用料）} &= 149.5\text{Kg} \div 150\text{Kg} \\ &= 150 \text{ kg} \div 10 \text{ kg} \times 40 \text{ 円(案)} = 600 \text{ 円} \end{aligned}$$

## （3）手数料改定案について

$$\begin{aligned} &(\text{収集・運搬経費}) + (\text{処分経費}) \\ &1,292 \text{ 円} + 600 \text{ 円} = 1,892 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$= \underline{1,890 \text{ 円}} \quad (\text{端数処理10円未満切捨て})$$

一般家庭から生じた一時的多量廃棄物を市が処理したとき  
軽貨物自動車(0.35t 積)相当量以下、1回につき

| 現行        |   | 改定案          |
|-----------|---|--------------|
| 令和2年4月1日～ | ⇒ |              |
| 1,960円    |   | 1,890円(△70円) |

## 3 犬、猫等の死体の処理に係る手数料について

### （1）算定の考え方について

犬、猫等の死体の処理については、排出者（飼い主等）の依頼を受けて戸別収集するため、費用負担の公平性を確保し排出者に相応の負担を求める趣旨から手数料を徴収しています。

手数料の算定は、一時的多量廃棄物処理と同じく、「①市民の負担割合、②収集・運搬経費、③処分経費（廃棄物処理施設使用料）」により構成しています。

なお、犬、猫等の死体収集運搬業務については民間業者に委託しており、また、小動物であることから1体当たりの重量は10kg以内としています。

### （2）改定について

直近のデータに置き換えてより現況に即したものとするとともに、大分市廃棄物処理施設使用料の改定を踏まえた手数料の改定を行いたいと考えています。

① 市民の負担割合について

$$\text{市民の負担割合} = 31.5 \text{ 円} \div (40,713 \text{ 円} \div 1,000 \text{ kg} \times 4 \text{ kg}) = 19.3\%$$

(【資料編②—1】参照)

② 収集・運搬経費について

1 体当たりの収集コストに市民の負担割合を乗じて算出いたします。

(【資料編②—2】参照)

・ 1 体当たりの収集コスト

委託料 (H30～R4 年度平均) = 13,560,000 円 (税抜) …A

収集数 (H30～R4 年度平均) = 2,844 体 …B

1 体当たりの収集コスト =  $A \div B$  = 4,768 円 …C

・ 収集運搬経費

1 体当たりの収集コスト (C) に市民負担割合 (19.3%) を乗じたものに、消費税分 (10%) を上乗せいたします。

$$\text{収集・運搬経費} = 4,768 \text{ 円} \times 19.3\% \times \text{消費税 } 10\% = 1,012 \text{ 円}$$

③ 処分経費 (廃棄物処理施設使用料部分) について

廃棄物処理施設への 1 体あたりの搬入重量を 10 kg 未満といたします。

$$\text{処分経費 (廃棄物処理施設使用料)} = 40 \text{ 円 (案)}$$

(3) 手数料改定案について

$$\begin{array}{rcl} \text{(収集・運搬経費)} & + & \text{(処分経費)} \\ 1,012 \text{ 円} & + & 40 \text{ 円} \\ & = & 1,052 \text{ 円} \end{array}$$

$$= \underline{\underline{1,050 \text{ 円}}} \quad (\text{端数処理 } 10 \text{ 円未満切捨て})$$

犬、猫等の死体を市が処理したとき

1 体につき

| 現行              | 改定案              |
|-----------------|------------------|
| 令和 2 年 4 月 1 日～ |                  |
| 710 円           | 1,050 円 (+340 円) |

4 予定実施期日 令和 7 年 4 月 1 日

令和6年度第1回（6月3日開催）大分市清掃事業審議会諮問事項に関する補足説明資料

大上委員からの質問主旨

犬、猫等の死体処理手数料の額について、平成26年4月1日と同年11月1日を比較したら1/2程度となっている。理由は何か？

事務局による当日の説明

算定の変更によるものです。

算定方法の考え方と手数料の経過

| 期 間         | 手数料の額  | 算定内容（考え方）                                                                                                                                 |
|-------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成6年4月1日～   | 1,000円 | ① 収集運搬経費 500円<br>② 処分経費 500円<br><u>※①と②の額を合算した値を手数料とする</u>                                                                                |
| 平成9年4月1日～   | 1,020円 | 消費税3%→5%の増税分の増                                                                                                                            |
| 平成26年4月1日～  | 1,040円 | 消費税5%→8%の増税分の増                                                                                                                            |
| 平成26年11月1日～ | 530円   | 左記の改定期間から算出方法の根拠を下記の通りに変更<br>① 収集運搬経費 460円<br>(過去5年間の委託料金額の平均値を基)<br>② 処分経費 70円<br>(廃棄物処理施設（清掃工場）使用料の基本額を基)<br><u>※①と②の額を合算した値を手数料とする</u> |